

# 三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)の検討状況について

別添3-1

## 制定に向けての背景

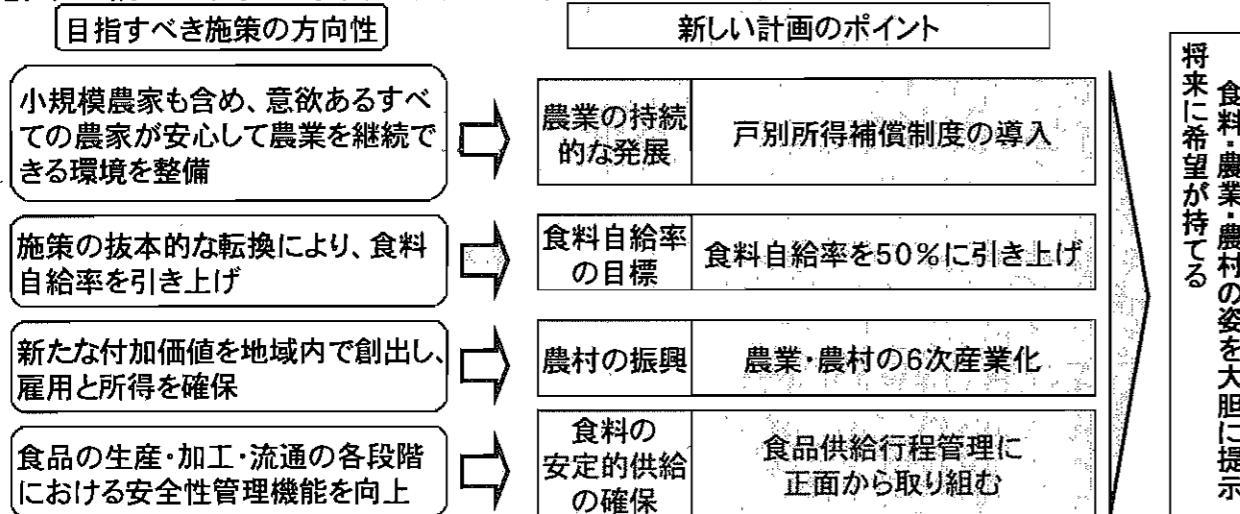
- ◆ 本県農業では、農業従事者の高齢化が急速に進んできており、このまま単純に推移すると、10年後には、1/4の農地で耕作者の確保が困難な状況に陥ることが予測され、耕地利用率は65~80%、農業産出額は現状の1,236億円から、850~1,000億円程度まで低下することが予測される。
- ◆ 国においては、新たな食料・農業・農村基本計画が平成22年3月に策定されるとともに、平成22年度に米の戸別所得補償制度をモデル的に実施されているところであり、これらに的確に対応していく必要がある。
- ◆ 地域主権の確立に向けた取り組みが進められるなか、地域に密着した産業である農業に関する政策については、地方が主体的に構築し、推進していく必要がある。
- ◆ 今後は、WTOなどグローバル化の進展のなかで、農業経営を取り巻く状況は一層厳しくなることが予測されるため、農業従事者の確保など、持続的な農業を確立していくためには、農地をはじめとする地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制を構築とともに、農業の収益力の向上をより一層加速していく必要がある。

## 農業生産が持続的に展開される地域構造の確立が至上命題

## 制定の目的

- ◆ 農業及び農村の持続的な発展と食料自給力の向上を図るために、県の責務と関係者等の役割を明らかにし、農業・農村の振興の基本的施策を定める。
- ◆ 概ね十年を期間とする中長期的な基本計画を策定することにより、農業の目指すべき姿とその実現への道筋を明らかにしていく。
- ◆ 安全・安心農業を農業生産の基本にするとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「三重ブランド」等の認定制度、食育や地産地消などの具体的な取り組み方針を明らかにしていく。
- ◆ 持続的な農業・農村の実現を目指し、地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制の構築と農業の収益力の向上の取組促進を図り、農村地域の新たな活力向上につなげていくため、新たな推進手法を定め、県及び市町、関係機関が連携して、地域の意欲ある取組を引き出していく。（農業再生・農村地域革新の推進）

## 【国の新しい食料・農業・農村基本計画の概要】



## 条例の策定に際しての考え方(案)

### 持続的な農業構造の確立

#### 【課題】

- ・農業者の高齢化と今後の急激な減少
- ・若年層の農業参入の低迷
- ・農業を地域で維持していく機能の低下

#### 【対応方向】

- 意欲と経営感覚を持った担い手の育成・確保
- 意欲・能力のある者の農業参入促進
- 農地利用集積など効率的利用の促進
- 計画的な生産基盤の整備

### 安定的な農業生産の確保

#### 【課題】

- ・基幹作物の米の先行き不透明感
- ・園芸産地をリードする農家の不足
- ・全国的な大規模産地を擁しない

#### 【対応方向】

- 米づくりの再生による水田の最適利用の促進
- リーディング産地と地産地消型産地の育成による産地形成促進
- 農産物の安全管理の定着・高度化
- 農業に関する技術・知識の向上

### 元気で魅力ある農村の構築

#### 【課題】

- ・農業不振に伴う地域活力の減退
- ・混住化の進展と集落機能の低下
- ・獣害による生産意欲の低下等

#### 【対応方向】

- 活性化への主体的活動の促進
- 都市農村の交流促進
- 農業資源の適正管理の促進
- 中山間地域への条件不利補正
- 計画的な生活環境整備
- 獣害に強い地域づくりの推進

## 農を起点とした新たな価値の創造

#### 【課題】

- ・需要構造変化や低価格志向等による農産物価格の低迷
- ・資材価格の上昇など生産コスト削減の限界感
- ・ICT活用など多様な販売チャネルへの対応

#### 【対応方向】

- 農業の収益性向上を図る農業者の主体的取組の促進
- (農商工連携、6次産業化、産消連携、輸出 等)

## 安全・安心農業生産の振興

- 安全・安心農業生産推進方針等の策定
- 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度
- 三重ブランド認定制度
- みえ地物一番の推進

## 食育の推進

- 食育推進の基本方針
- (家庭、学校、職場、地域等様々な場で取り組む)
- 食育推進活動の展開
- 学校における食育の推進

## 農業再生・農村革新の推進

- 農村の資源を有効活用して農業者等が連携して行う農業再生及び農村地域の新たな活力向上に資する取組を総合的かつ効果的に支援

## 農業及び農村の持続的な発展 食料自給力の向上

## 制定の手順(案)

### 条例制定の考え方

#### 【各種有識者会議での意見聴取】

- 【市町、農業団体との意見交換】
- 【地域別意見交換会】

### 条例骨子案

#### 【市町、農業団体等との意見交換】

#### 【パブリックコメント】

### 条例案

### 基本計画枠組み

#### 【各種有識者会議での意見聴取】

- 【地域別意見交換会】
- 【市町、農業団体との意見交換】

### 基本計画中間案

#### 【国基本計画を踏まえた調整】

- 【市町、農業団体との意見交換】
- 【パブリックコメント】

### 基本計画案

\* 国食料・農業・農村基本計画の公表は、平成22年3月

# 三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)(案)

## 1. 総則

### 目的

- ・農業及び農村の持続的な発展
- ・食料自給力の向上  
を図るため、施策の基本となる事項を定めるとともに、これを効果的に推進することにより、
- ・安全で安心な食、農業・農村の多面的機能を安定的に享受できる環境を確保するとともに、
- ・地域経済の健全な発展  
に資することを目的とする。

### 県の責務と関係者の役割等

- ◆県の責務
  - ・農業・農村施策の策定と計画的な実施
  - ・市町、農業者等の関係者と連携・協働
  - ・農業者等の主体的努力を支援
- ◆農業者等の取組
  - ・農業・農村振興への主体的な取組の努力
  - ・安全・安心農業生産への取組の努力
- ◆県民の役割
  - ・農業・農村に関する理解を深め、県の施策に協力するよう努める
- ◆財政上の措置
  - ・県は、施策実施に必要な財政措置に努める
- ◆推進体制の整備
  - ・県は、施策を計画的に推進する効率的な体制を整備する

## 2. 農業及び農村の振興に関する基本的施策

### 安定的な農業生産の確保

- ◆農業生産の振興
  - ・農産物の安定的な生産に資する水田の最適利用及び産地の形成の促進
  - ・農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するための安全管理の定着及び高度化の促進

### 持続的な農業構造の確立

- ◆担い手の育成及び確保
  - ・農業者等の育成及び確保のための経営の規模拡大及び多角化等の促進
  - ・農業への参入促進のための技術及び経営方法の習得機会、農地情報の提供
- ◆農地の安定的利用等
  - ・農地の確保及び安定的利用のための農地利用集積、遊休農地の利用等の促進
  - ・農業生産の安定及び効率化のための生産基盤の計画的な整備促進

### 元気で魅力ある農村の構築

- ◆農村の活性化
  - ・農業者等の主体的な活動及び都市農村交流促進、生活環境の計画的整備
  - ・農業及び農村の有する多面的機能の維持増進のための適切な管理の促進
  - ・中山間地域等の農業生産維持のための生産条件の不利補正に係る措置等
- ◆鳥獣による被害の防止
  - ・農産物の被害防止のための人材育成、被害防止策の開発及び普及

### 農を起点とした新たな価値の創造

- ◆農業の持続及び農村の活性化に資する収益性向上を図るための取組の促進
  - ・農業者等及び食品産業事業者その他関係者が連携した商品開発、需要開拓等の取組
  - ・農業者等が農産物の生産及び加工又は販売を一體的に行う取組
  - ・農業者等及び消費者が直接的なつながりを持って行う取組
  - ・農業者等が自ら又は食品産業事業者等と共同して、農産物等を輸出する取組

## 3. 基本計画の策定

10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す 【主な内容例】・基本的な方針・主要目標・その他必要な事項

## 4. 安全・安心農業生産の振興

### 安全・安心農業生産の推進

- ◆環境に配慮した持続可能な生産方式による安全で安心な農産物生産の取組を促進するため、「生産推進方針」を策定する
- ◆県は、安全・安心農業に関する生産技術の指針を策定し、技術的な支援を行う
- ◆県は、安全・安心農業の理解促進を図る

### みえの安心食材表示制度

- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を実施する
- 県は、安心食材の周知に取り組む



### 三重ブランド認定制度

- 「三重ブランド認定制度」を実施する
- 県は、三重ブランドの周知に取り組む

### みえ地物一番登録制度

- 「みえ地物一番関連事業者登録制度」を実施する
- 「みえ地物一番の日」を設け、毎月第三日曜日とその前日とする
- 県は、みえ地物一番の周知に関連事業者と連携して取り組む



## 5. 食育の推進

### 基本方針

- 家庭、学校など様々な機会・場所で展開
- 適切な判断に基づく健全な食生活の実践
- 伝統的食文化の継承

### 活動の展開

- 県民は、様々な機会・場所で活動に努める
- 県は、食育の意義の普及及び関係団体と連携して食育推進活動を支援する

### 学校における推進

- 学校の設置管理者は、学校給食や教育活動などの場において食育の推進に努める

## 6. 農業再生・農村革新の推進

### 農業再生・農村革新

- 農地などの農村の資源を有効に活用して、農業者等が連携して行う農業の再生と農村地域の新たな活力向上に資する取組を総合的・効果的に支援する

### 農業再生・農村革新プランの策定

- 農村地域団体(集落、産地等)は、市町の基本構想やその他農振興に関する計画に整合した農業再生・農村革新プランを作成して、市町・県に提出することができる
- 県、市町は、農業再生・農村革新プランに基づく活動を支援する

### 推進体制

- 県は、市町と協議し、農業再生・農村革新の推進に関する協議会を設置するとともに、推進体制を整備する

### 農業再生・農村革新の基本的考え方(参考)

- 農家等に加え、必要に応じ地域住民の参画も得て取り組む
- 農地などの物的資源と知識などの人的資源など、地域の農的資源の総合的な活用に取り組む
- 多様な担い手による持続的な地域農業の展開を支える体制の構築や、農商工連携や6次産業化などの農業の収益性向上を図る取り組みなどを、地域の状況により様々な取り組みを組み合わせて展開する

### 農業再生・農村革新の仕組みイメージ(参考)

農村地域団体  
(農村集落・産地等)

策定

多様な主体の参画のもと、  
地域の力を結集し策定

### 【農業再生・農村革新プラン】

(記載内容例)

- ・農村再生等の基本方針
- ・農業構造、生産の改善目標
- ・収益性向上、地域活性化の目標
- ・目標達成のための方策

提出

市・町

県

連携

推進体制

(県段階又は市町段階の関係機関と識者等で構成)

実働組織として  
支援チーム設置

### 【支援チーム】

設置主体: 基本的に市・町(複数市町にまたがる場合等は県)

構成員: 市町、県、農協、改良区等の職員等

所掌: プランに基づく活動の支援

### 【支援措置】

- ・情報の提供、助言
- ・その他必要な支援

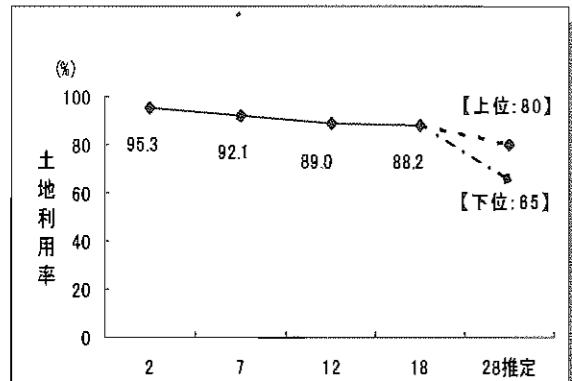
# 今後の農業政策についての基本的な考え方（案）①

## 背景となるトレンド

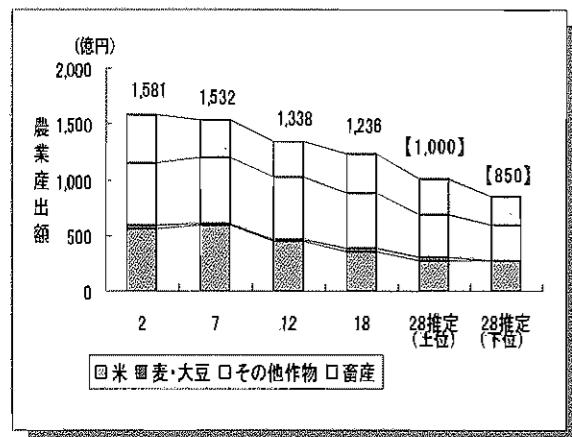
### ◆県農業の10年後の姿は？

農業従事者の高齢化が進み、このままでは10年後には農地の1/4で耕作者の確保が困難に

#### ①耕地利用率は65～80%に低下



#### ②農業産出額は850～1,000億円程度まで低下



### ◆国の新しい農政展開に向けた動きが加速

10年後に食料自給率50%の達成が掲げられるとともに、主要作物について農業者戸別所得補償制度の検討が進められるなど。国の新しい農政展開に向けた取組が加速している。

#### <国の取組目標イメージ（抜粋）>

食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ		
平成19年度	既往10年度	自給率向上率
米の消費拡大 6kg/人・年	—	+1.3%
米粉の生産拡大 1万トン	—	+1.4%
餌料用米の生産拡大 0万トン	—	+0.1%
小麦（製作業）の生産拡大 91万トン	—	+2.5%
大豆の生産拡大 23万トン	—	+1.0%
野菜の生産拡大 1,242万トン	—	+0.5%
牛乳・乳製品の生産拡大 (乳牛の飼料自給率41%)	802万トン	+1.5%
油脂の消費抑制 (品目別自給率13%)	14kg/人・年	+0.3%
その他（いも類、果実等）	—	+1.4%
合計	+10.0%	
耕地面積 耕地面積 供給熟益	405万ha 93%	— 2,551kcal
耕地利用率 耕地面積 供給熟益	— 405万ha 110%	+10.0% 2,480kcal
40% (平成19年度)	+10.0%	50% (既往10年度)

## 取組の方向

県民が、安全で安心な食と農業・農村の有する多面的機能の安定的な享受ができる環境を確保するとともに、地域経済の健全な発展が図られるよう、  
 ◆農業の持続的な発展  
 ◆食料自給力の向上  
 ◆元気で魅力ある農村の確立に取り組む。

そのため、消費者との信頼関係を構築するなかで、農業の再生と農村地域活動の革新を基本に。  
 ●本県農地の大半を占める  
 水田の最大限の活用  
 ●ターゲットを明確にした  
 園芸・畜産地戦略の展開  
 ●経営意欲を持った  
 多様な農業経営体の育成・確保  
 ●意欲ある農業者が創意工夫を以て  
 経営展開できる地域環境の創出  
 ●農商工連携や6次産業化等による  
 付加価値の創出  
 ●農業・農村の  
 多面的機能の適切な発揮と活用を進めていく。

### 課題

#### 農業生産面

- ・基幹作物の米の先行き不透明感
- ・園芸産地をリードする農家の不足
- ・全国的な大規模産地を擁しない

#### 農業構造面

- ・農業者の高齢化と今後の急激な減少
- ・若年層の農業参入が低迷
- ・農地を地域で保全していく意識の低下

#### 農村振興面

- ・農業不振に伴う地域活力の減退
- ・混住化の進展と集落機能の低下
- ・獣害による生産意欲の低下等

#### 価値創造面

- ・需要構造変化や低価格志向等による農産物価格の低迷
- ・資材価格の上昇などによる、生産コスト低減への限界感
- ・I C T活用など、多様な販売チャネルへの対応

## 目指すべき10年後の姿

【対応方針】  
 耕地の8割弱を占める水田で安定的な経営が展開され、かつ、水田が最大限に利用されることが必要

【10年後の姿】  
 ●県産米の強み（早場、良食味、値頃感）を生かした需に応じた主食用米の生産  
 ●麦・大豆・新規需要米（米粉やエサ米など）等による水田の最適利用  
 ●集落合意に基づく地域内農地の安定的利用体制の構築  
 ●安全・安心農業の定着

【対応方針】  
 地域において多様な農業生産が展開されるとともに、多様な経営体の活動の場が必要

【10年後の姿】  
 ●産地再生戦略の構築・実践によるリーディング産地の確立  
 ●地産地消に対応する、多品目適量産地の確立  
 ●安全・安心農業の定着

【対応方針】  
 県農業を支える多様な農業経営体を確保するとともに、新規就農等の受入体制の整備が必要

【10年後の姿】  
 ●意欲と経営感覚のある多様な経営体により、県農業が担われる  
 ●受入体制の充実による、新規就農・就業者の確保  
 ●営農の組織化や法人化、企業等参入の促進による、多様な農業経営体の確保

【対応方針】  
 地域での農地の効率的な利用や農地等管理の仕組み、それらを支える基盤の整備が必要

【10年後の姿】  
 ●集落等の土地利用調整機能の充実・強化  
 ●農地情報の的確な把握・情報提供による、地域内農地の持続的・安定的な利用体制の構築  
 ●多様な主体も参画する農地等適正管理体制の確立  
 ●基盤整備を通じた、農地の安定的利用体制の構築、営農省力化、農地・農業用施設の機能確保

【対応方針】  
 生産や生活基盤の確保・維持や、活性化に資する地域の活動を促進すること等が必要

【10年後の姿】  
 ●生活環境や防災対策の充実  
 ●多様な主体の参画による農地・農業用施設の保全による、多面的機能の維持  
 ●都市等との多様な交流を通じた、交流人口の拡大

【対応方針】  
 獣害につよい地域づくりの実現に向けて、地域住民による主体的な取組の促進が必要

【10年後の姿】  
 ●獣害につよい地域づくりの定着  
 ●鳥獣類の生息管理と被害対策の一体的な取組による、野生鳥獣との共生  
 ●農林業被害の軽減

【対応方針】  
 農業の収益性の向上を図る農業者自らによる主体的な取組の促進が必要

【10年後の姿】  
 ●農産物等の高付加価値化のための農商工連携や6次産業化  
 ●多様な主体との連携・協力などを通じた新たな産消連携の構築・展開  
 ●首都圏や海外など、新たなマーケットの開拓

耕地利用率  
100%  
(H19:88%)

土地利用調整  
システムの確立  
1,500集落  
(H20:296集落)

直販等農業関連  
ビジネスを展開する  
農業者の割合  
50%  
(H17:23%)

カロリーベース  
食料自給率  
50%程度

## 今後の農業政策についての基本的な考え方（案）②



別添 3－2

**「三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）」についての  
意見交換会等開催状況**

◆現在までの開催状況

①市町関係

日 程	会議名等	出席者数
4月21日～28日	市町農政関係担当課長（四日市、津、伊勢、熊野の4地域で開催）	78
5月28日	松阪地区農業振興協議会	23
	北勢地域市町・JA説明会	20
7月15日	市長会説明	25
8月13日	町村会説明	25
12月16日～25日	市町農政関係担当課長（四日市、松阪、伊勢、伊賀、熊野の5地域で開催）	66
1月14日	町村会説明	25
合 計		262

②農業関係団体等

日 程	会議名等	出席者数
4月27日	JA三重中央会営農対策部長等打ち合わせ	10
4月28日	農業農村整備事業推進会議	24
5月15日～29日	米政策会議等ブロック会議（8地域で開催）	306
5月26日	青年農業士理事会	15
6月15日	鈴鹿青年農業士会意見交換会	10
6月17日	消費者団体連絡協議会幹事会	8
6月23日	地産地消ネットワークみえ理事会	11
	三重県農業会議常任会議員会議	40
7月 1日	指導農業士理事会	18
7月 2日	みえ農業法人会総会	28
7月 3日	稻作経営者会議総会	23
7月 9日	三重県食品産業振興会総会	32
7月10日	農業土木振興会研修会	60
7月28日	四日市青年農業士意見交換会	15
7月31日	養豚協会理事会	14
8月 7日	水土里ネット役職員研修会	126
8月28日	養鶏協会役員会	16
1月 8日	伊勢志摩地域農政研修会	78
2月 5日	構造改革推進ほ場整備研究会	27
2月16日	三重県肥料商組合青年部	40
合 計		901

③学識者ヒアリング

日 程	学識者
5月15日	三重大学生物資源学部 石田正昭 教授
5月27日	東京農工大学生物システム応用科学府 福井 隆 客員教授
6月25日	三重大学生物資源学部 内山智裕 准教授
7月 6日	名古屋大学名誉教授 竹谷裕之 氏
7月 7日	東京大学大学院農学生命科学研究科 鈴木宣弘 教授
7月13日	大川学園理事長 大川吉崇 氏 三重大学名誉教授 渡邊 明 氏
2月12日	東京大学大学院農学生命科学研究科 生源寺真一教授

④地域別県民意見交換会

日 程	地域名	出席者数
7月14日	伊賀地域（伊賀庁舎）	41
7月17日	中勢地域（津庁舎）	21
7月21日	東紀州地域（熊野庁舎）	19
7月24日	北勢地域（四日市庁舎）	24
7月27日	伊勢志摩地域（伊勢庁舎）	24
合 計		129

◆まとめ

これまでに、市町関係14回262名、JA、土地連、指導農業士会等農業関係団体、消費者関係団体など27回901名、東京大学鈴木教授ほか7名の学識者、県内5地域での県民意見交換会参加者129名など、延べ1,299名で幅広い関係者との意見交換会を行ってきたところです。

「三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）」の  
地域別県民意見交換会の状況について

1. 開催状況

開催日時	場所	参加人数（人）
平成21年7月14日（火） PM7：00～9：00	県伊賀庁舎	41
平成21年7月17日（金） PM7：00～9：00	県津庁舎	21
平成21年7月21日（火） PM7：00～9：00	県熊野庁舎	19
平成21年7月24日（金） PM7：00～9：00	県四日市庁舎	24
平成21年7月27日（月） PM7：00～9：00	県伊勢庁舎	24
合 計		129

2. 意見の状況

意見総数	74件
条例全般にわたる意見	9件
条例に規定する内容に関する意見	10件
計画イメージに関する意見	17件
個別の事業に関する意見	38件

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
伊賀	条例全般	現在、検討が進められている国の食料・農業・農村基本計画の内容は把握しているのか。	国では、基本計画の論点が示されており、それを補足して議論がされていますが、全貌は明らかになっていません。県としては、国の計画を十分把握しながら検討を進めています。
伊賀	条例全般	地方分権が進む中、なぜ、中間的な立場の県が一般的な括りで条例を制定しようとするのか。	県の農業・農村が目指すべき姿を明らかにし、その実現に向け、県や市町、JAが一体となって地域の取組を支援することを考えています。
伊賀 熊野 伊勢	条例全般	近々総選挙があり、政権が代わり、農業政策も変わるかも知れないこの時期に、なぜ今、条例を制定する必要があるのか。	条例本体には、数値目標を掲げる予定はなく、県として実施すべき基本的な施策については、国の農業政策が変わっても大きくは変わらないと考えています。
伊賀	条例全般	農業就業人口のなかで65歳以上の高齢者が多いうのが問題ではなく、若い担い手が少ないのが問題である。農業で生活できれば、若い就農者が出てくるはずで、そのような思いを込めてほしい。	儲かる農業と簡単に言っても、農業生産だけではなかなか儲かりにくく、加工流通など新たな取組が必要な状況です。新規就農については、国の施策などを活用しながら、規模拡大も含めて取り組んでいきたいと考えています。条例や基本計画に十分加味していきます。
伊賀	条例全般	耕作放棄地の今後10年間の推定はどう考えているのか。	耕作放棄地が新たにどれだけ発生するかを推定するのは難しいですが、単純推計で約1万ヘクタールが耕作放棄地の予備軍になると思われます。現実には、そうならないような政策を進めていく必要があります。
津	条例全般	なぜ、三重県で農業生産を持続的に展開させる必要があるのか。消費者の立場で言うと、安全安心な農産物はいろいろなところで新鮮な状態で流通している。三重県でどうしても農業をやっていかなければならないという理由はどこにあるのか。	生産面では、現に県内で農業に携わっている方は4万戸(販売農家数)ほどある状況で、地域経済で農業の果たす役割は無視できません。また、農地という土地の存在そのものや農地が果たしている多面的な機能もあり、地域で農地という土地を有効活用したり農業を産業として定着させて振興していくことが重要です。
伊賀	条例全般	説明資料に横文字が多い。	学識者からも農業のリノベーションや農村のイノベーション、リーディング産地などカタカナを使うのではなく、日本語でという意見をいただいております。これからも意見をいただき中で、整理します。
熊野	条例全般	条例を制定することで、農家にどれだけのメリットがあるのか。後継者がなく、衰退していくのは、農業が儲からないからである。	全国的に米価の低下などから農業産出額が落ち込んでいる中、国でも直接所得補償の議論がされています。県では、直接的な所得補償はむずかしいですが、地域の農地を守り、産地を作っていくといった地域の取組を支援していく仕組みを条例に規定し、こうした組織を伸ばしていきたいと考えています。
熊野	条例全般	条例には、どのような拘束力があるのか。他県の条例を見ると、農薬等適正使用に関する仕組みで出荷停止、勧告、公表といったものがあるが、こういったことも含まれるのか。	今回の条例では、規制措置は考えておりません。昨年、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」が制定され、その中で農産物の残留農薬が基準を超えると出荷してはならないという規制などが盛り込まれています。
伊賀	条例に規定する内容	責務として、市町に対して協働した取組を求める旨を規定するとあるが、そこまでいるのか。	市町との協働については、「協働を求める」ではなく「協働に努める」と修正します。
伊賀	条例に規定する内容	中山間地域にとっては獣害が特に問題である。これを取り入れてもらえないのか。	獣害に関しては、国、市町と一緒にになって対策を行っていくという仕組みもでき、県では獣害対策のプロジェクトを立ち上げて対応することとしています。条文への記載については、検討していきます。
伊賀	条例に規定する内容	分権時代に的確に対応できる農政展開とあるが、地域事情によっては、法律にそぐわない状況が出てくることが想定される。そのような場合でも、法を超えるような条例とするのか。	法律を破るようなことはできませんが、三重県独自の内容として、国にはないような表示制度を規定したり、国の農政の展開手法に地域で円滑に対応していくような仕組みとして、「地域プラン」を設けていきたいと考えています。三重県だけ法の規制を緩めるような内容を規定することは考えていません。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
津	条例に規定する内容	農業の担い手に若い人が少ないから問題なのではなく、地域をどうするかが問題である。	地域プランの考え方の背景は、地域で農業・農村振興の方向性を持っていることで、国などの様々な制度を円滑に導入していくとの考えによるものです。この仕組みは、基本的に地域で考えること、また一緒に考えて考える支援チームが策定の段階から支援していくことなどを条例に規定することとしています。
津	条例に規定する内容	地域プランについては、地域によって、それぞれ大きさも違うので、それを考慮してきめ細かな農業を進めるために手を差しのべていただけるようにしてほしい。	地域プランの作成単位は、市町単位のイメージではなく、集落単位や品目的なまとまりのある産地単位など、地域で活動する方々みんなが同じ方向を向いてまとまっていくような単位と考えています。
熊野	条例に規定する内容	地域プランの作成は、農協単位でも良いのか。	基本的には、プランの作成単位は、集落などの地縁的集団、産地などの一定の目的を持って集まる団体ということになります。地域が自ら考えてプランを作っていただくことになりますので、農協の中の柑橘部会等がその単位になるなどは対象と考えています。ただし、農協の全作物を対象に農業全体として作成するという想定はしていません。
四日市	条例に規定する内容	条例に罰則はあるのか。	今回の条例で、罰則を設ける予定はありません。
四日市	条例に規定する内容	表現を明確にしてほしい。例えば、みえ地物一番の日を毎月第3日曜日とその前日となるっているが、第3土日とはつきりすれば良いのではないか。	みえ地物一番の日は、第3の土日というイメージですが、土曜日が第2で次の日が第3日曜になる場合などがあるので、このような表現になっています。
四日市	条例に規定する内容	農業は自然が相手であるので、災害時などの助成、緊急的なものも条例に規定していただくことが必要だと思う。	大規模な災害が起こったときには、特例的な災害給付制度も別途あります。助成制度を直接条例に書き込むのは難しいです。
四日市	条例に規定する内容	支援チームに三重大学などの「学」が抜けていると考えるがどうか。	推進会議の中に学識者を入れることを考えており、支援チームが地域で活動するなかで、必要に応じて入ってもらうことは考えていますが、チームに常時参画してもらうことは考えていません。
伊賀	計画イメージ	市の農業マスタークリエイターズとの整合性はどうなるのか。	県が作ろうとしている計画の地域別については、目指すべき方向という形で整理していく予定です。目指すべき方向については、市町の計画等を踏まえ、内容に齟齬を来さないよう調整します。
伊賀	計画イメージ	誰がこの計画を実施していくのか。	県が計画を作ったからといって、県だけが動いて目標が実現出来るものではありません。行政やJA、農業に関わる団体が一体となって取り組んでいく必要があると考えています。
伊賀	計画イメージ	農業で生計をたてている人や地域の一員として農地を守っているというような人がいるなど、農業農村が二重構造になっているのに、一つに束ねて計画を進められるのか。	地域農業を継続していくためには、農業で生計をたてる自立経営体や、地域の一員として農地を守る土地持ち非農家など様々な方が役割分担しながら進めていく必要があると考えています。そうした構造を二重構造としてとらえるのではなく、地域農業の体制として有効に機能させていくことが重要と考えています。
伊賀	計画イメージ	グリーンツーリズムを計画の中に入れないのか。	農村振興の中に、グリーンツーリズムの考え方に入っており、具体的な位置付けの方向は今後議論していきます。
伊賀	計画イメージ	農産物の輸出という項目が漏れている。三重ブランドは、県内で消費されれば単なる地産地消になる、輸出あってのブランドである。	輸出や首都圏でのマーケティング戦略は、必要なことだと認識しています。計画の中で仕組み等を検討していきます。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
熊野	計画イメージ	担い手の育成とか生産基盤の整備とあるが、実際に現役の農家に対して緊急的な対策がほしい。	農家への直接補償的な支援は県段階では財政的に困難ですので、国に提案していきたいと考えています。こうした仕組みが円滑に地域に定着できる効果的な方法を一緒に考えていく必要があると考えています。
熊野	計画イメージ	条例や計画を策定して、効果的に推進していくには県予算も上乗せしていく必要があると思う。	より効果が上がるよう、必要なプロジェクトを考えて、必要な予算を確保する努力をしていきます。
伊賀	計画イメージ	耕作放棄地が増える状況にあるのに、基本目標にある米、麦、大豆生産が4万ヘクタールから4万7千ヘクタールに増えるというのが疑問である。	記載している数値は延べ作付け面積で表しています。生産調整で米の作付け面積が減っていますが、麦、大豆や新規需要米(飼料米、米粉など)などを増やすことで、延べ作付け面積を増加させていきたいと考えています。
伊賀	計画イメージ	食料自給率の50%は、国が掲げているから県も掲げるのか。	国が50%を目標にしているから県も50%にしたのではありません。三重県の農地などの農業資源を出来る限り活かすことによって、その結果50%程度は見通していきたいとの考え方です。
伊賀	計画イメージ	県全体としての目標は示しているが、地域別の目標を掲げていくことが必要であると思う。	目標数値については、地域ごとの特色をある程度加味しながら、数値を置いていく必要があると考えており、積み上げた数字を地域別にはめ込むのかどうかの是非を、今後検討していきます。
津	計画イメージ	主要指標目標に具体的な根拠があるのか。	一定の考え方のもとで積算した現時点でのたたき台として、示しているものです。この数値が達成できる、できないの議論は、今後、深めていくものですが、方向性としてはこの考え方で検討していきたいと考えています。
熊野	計画イメージ	食料自給率の食料とは、果物なども含めるのか。国でも食料自給率の向上とよく言うが、口にする物全部を指すのか。	この食料自給率は、カロリーベースで計算しており、すべての食物が対象となります。しかし、例えば畜産では、餌の自給率も計算するため、卵など一見自給率100%に思えるものも、飼うための餌を外国産に頼っていることから、それを加味すると自給率は低くなります。
熊野	計画イメージ	食料自給率を42%から50%程度にするというが、8%上げるために地域にノルマを課すのか。この地域は、今ままみかんを作り続ければいいのか。	食料自給率はすべての食料を対象に算出されています。しかしながら、地域レベルでは各種条件等により産物が限られており、農畜産物、水産物などの食料をバランスよく生産することは不可能となっています。このことから、食料自給率は国レベルでの目標としては適当と考えていますが、地域の目標としては課題もあると考えています。このことから、地域では今までどおり、産地の育成を進めていくことが重要であると考えています。
熊野	計画イメージ	食料自給率を上げるためには、具体的にどのようなものを増やして、どのような方向でいこうとしているのか。	三重県では、生産調整を進める一方で、水田をフル活用しながら、新たな需要に応える米の生産をはじめ、麦、大豆、飼料作物等の生産量を増やしたいと考えています。この結果、食料自給率が8%程度上がる見通しがあると想定しています。
四日市	計画イメージ	耕地利用率について、現状の88%から100%にするというのは、今、使われていないところも復元させるということか。	耕地利用率は、土地面積と作付け面積の割合です。単純にいえば、放棄地も年1作で利用すれば100%になりますが、例えば麦と大豆を作付けすれば年2作であるので、そこは200%というカウントになります。これらを考慮してトータルで100%にしたいということです。今ある農地全てに作付けをするという考え方ではありません。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
伊勢	計画イメージ	放棄地になるにはそれなりの理由があるはずであり、耕地利用率を100%にしても使えないところはある。	耕作放棄地には、放棄地になったそれなりの理由があり、解消しにくいのは確かです。耕作放棄地をすべてなくすことは困難ですが、可能なところは回復していく必要があると考えています。ただし、100%の利用率とは、麦・大豆の2作利用も含めての平均利用率を設定しており、今ある全ての農地に作付けする考えではありません。
四日市	計画イメージ	三重県の野菜の自給率はどれぐらいか。	三重県の食料自給率(カロリーベース)は42%ですが、野菜は36%となっています。
伊賀	個別事業	中山間地域の維持再生は大切である。直接支払制度には、地域特認制度があるが、これまでにその事例はないのか。	中山間地域等直接支払制度の対象は、いわゆる5法指定地域が基本ですが、それに準ずる地域を特認制度として市町が認めれば使えます。実際に、特認制度指定を受けて活動している地域もあります。
伊賀	個別事業	三重ブランドは大きい括りである。例えば、伊賀地域ブランドを進めようとしているが、それをどのように取り扱ってくれるのか。	三重ブランドは、マーケットニーズに対応した県を代表する県産品及びその生産者を5つの認定基準(コンセプト、独自性・主体性、信頼性、市場性、将来性)に基づき認定し、情報発信しています。今後、伊賀地域の産品についても、一定の認定基準をクリアすれば、三重ブランドと位置づけてていきます。
伊賀	個別事業	安全安心な農産物振興の内容はどのような取組なのか。	安全安心農業については、GAP手法などで生産工程管理をしていただくことを基本と考えています。また、土づくりをしっかりと行うことと化学肥料や化学農薬ができるだけ少なくしていくことにも取り組んでいくこととしています。
伊賀	個別事業	有機農産物を販売しているところが増えてきており、消費者は安全安心の一般商品との区別ができず、本当に認証を受けた有機農産物のプラスアルファの安全がぼけてしまっている。	国の認めた機関が認証する有機JASのシステムがありますが、認証料が高くあまり増えています。有機農産物にもいろいろな段階があり、それぞれの生産者が流通事業者等と連携するなかで、価値の普及を図っていくことが重要と考えています。
津	個別事業	耕畜連携について、地域で考え、地元で循環させる仕組みの絵を描いてほしい。	耕畜連携は、農産物の生産振興を図るうえで、大変重要なシステムであると理解しています。このため、飼料作物等の生産拡大、「土壤診断・堆肥流通支援システム」の活用による堆肥流通の円滑化等に取り組んでいますが、まだ十分な効果が出ていないのが現状です。今後、地域の実情を踏まながら、どの様な仕組みが有効なのかを関係者と積極的に検討していく必要があると考えています。
津	個別事業	集落営農という言葉はやめた方が良い。集落や地域を越えてやらないと農業は伸びていかない。	三重県では、水田営農システムという言葉にしています。集落の中だけでは不都合が出るので、土地利用調整は集落で行い、受け手は集落内に限定するのではなく、誰でも良いこととしています。
津	個別事業	農産物の販売戦略であるが、半分は農協の顔をたて、半分は自分で売り方を考えている状況では、農業が衰退していく。県としてもシステムを構築していく必要がある。	販売に関する制度については、現在、県で進めているもの(例えば、みえの安心食材表示制度、みえ地物一番登録制度など)を条例に規定することで県としての姿勢を出そうと考えています。また、首都圏においても情報発信等を行い、市場開拓に取り組んでいきます。
津	個別事業	県の職員が現地へ出向くことが少なくなっていると思う。もっと、農家の声に耳を傾けるべきである。	県職員全体の数が減っているとともに普及職員も減っています。必要なところへは出向いて活動するよう努力しています。
津	個別事業	高齢化が進んで担い手がいなくなるのを、それぞれ地域で実情が違う中でどのように対処するのか。	これから就農しようとしている人をどのように育成しようとしているのかが一番求められており、そのため儲かる農業が目に見えるようにする必要があります。若い人が、就農しやすい仕組みを作っていきたいと考えています。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
津	個別事業	食育について、もう少し教育委員会との連携を進めてほしい。	県では、みえ地物一番の日を設定し取り組んでいますが、21年度からは「地物一番給食の日」として、学校給食における展開を教育委員会とも連携して進めるようになりました。今後も引き続き、取組を進めています。
津	個別事業	農業は、生産から販売だけではなく、多面的機能をもっているということをもっと情報発信してほしい。	農地や農業用施設は、農業だけに有効なものではなく、環境保全などの面でも役割を果たしています。県では、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業を進め、たくさんの集落で取り組んでいただいている。また、昨年からこども農山漁村交流プロジェクトという事業で、農業に対する理解を深める活動も進めています。
津	個別事業	地産地消と言いながら、自分たちの生産物がなぜ県民の皆さんに食べていただけないのかとの思いがある。	みえ地物一番登録制度については、扱っている事業者等は確実に伸びてきており、それが認知度につながっています。現在、7割程度の認知度がありますが、課題として、地物が選択される割合は4割を切っているという厳しい状況にあります。今後とも安全安心な生産を徹底し、地元産の食材の価値についてPRを根気よくしていきます。
津	個別事業	「みえの安心食材表示制度」は、生産者にとって何のメリットも感じられない。成果がはっきり見えれば良いのだが。	みえの安心食材表示制度は、生産者の方々の努力を認証させていただいている。価格的に大きなメリットにつながっている事例は今のところありませんが、小売店からの需要が高まるなど、売場の拡大に少しずつつながっており、生産者がメリットとして感じていただけるように今後とも取り組んでいきます。
熊野	個別事業	この地域は、高齢化がどんどん進んでおり、後継者がいない状況で、農業が衰退していると感じているが、どうすればいいのか。	この地域はみかんの産地であり、県、市町やJAが一体となって後継者の育成を行っています。また、昨年からの不況で社会の目が農業に向いており、経営の後継者という点で、農家が法人化して人を雇っていくというようなことも考えていく必要があると思っています。
熊野	個別事業	生産力を高めて農家にやりがいを持たせるために、販売などのノウハウを持った優秀な人材を派遣してもらうことなどについて、条例を制定することによって可能となるのか。	農産物を中心とする県の販売戦略としては、地産地消により県内でしっかりと売っていくことと、首都圏における市場開拓を行っています。個別の販売ノウハウは、普及員やJAなどを通じて助言していくことになりますので、こうした活動を的確にサポートしていくため、研修の実施や先進地の情報を提供していくことで対応していくと考えています。
熊野	個別事業	学校給食には地物を使わなければならない、というような強制的なことはしないのか。	学校給食は、各市町教育委員会の責任により実施されることとなっているものであり、強制的に使うという命令はできません。学校での食育の取組は重要なことであると考えており、その中で地物を使うことは、文部科学省からの通知等にも含まれているところです。そのため、各市町教育委員会でも努力をいただいている、県でもそうした取組を積極的に支援しています。
熊野	個別事業	学校給食に地物を使うために、いろいろな物を作る手助けをしていただけるのか。	県では、みえ地物一番の日を設定し取り組んでいますが、21年度からは「地物一番給食の日」として、教育委員会と連携して進めるようになりました。今後も引き続き、取組を進めています。
熊野	個別事業	農業を生業として生きていくには、困難な部分がたくさんある。地域の農業や産業を支える仕組みがあつたらと思っている。いかに熱意を持って、取り組んで支えていくかを具体的にして、情報発信していくことが必要である。若者を呼び込むためには、あきらめずに今がチャンスと捉え、効果が上がる方向に持っていくほしい。	県でも、就業フェアを年に何度か開催して、農家や行政が参加し情報発信しています。UターンやIターン希望者と十分話をし、地元が体制を作っていくことが重要であると考えています。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
熊野	個別事業	農地が荒れてしまってから再生というのは大変である。行政や農業委員会などがしっかりと連携をとって、荒れるまでに体制づくりをしていかないと、農村の景観保全もできない状況になる。	耕作放棄地については、土地の問題や人の問題など様々な事情で放棄地になった理由があると考えています。今、国では耕作放棄地解消の事業が組まれており、再生は事業費をかけなければですが、再生した農地を誰がどのように耕作していくかが一番の問題です。地域ぐるみで農地管理のあり方を考えていく必要があります。
熊野 四日市 伊勢	個別事業	三重県は、首都圏などにアンテナショップを持っているのか。	三重県は、アンテナショップを持っていません。現在、それに代わって、首都圏での情報の受発信や商談がスムーズに進む仕組みの構築に向けて検討しているところです。
四日市	個別事業	農地の利用集積の仕組みづくりについて、例えば、農地集積を集落でみた場合、集落の農地のほとんどが集積されて、100軒の農地が5軒ぐらいに集約されたとしたら、その時に集落が成り立つのか。やりすぎは問題である。	今の農業を担っているのは高齢者が多く、今後も同じように営農が続いていくことが期待できない状況です。集落の農地が、地域で決められた担い手に集積されるような仕組みを作つておかないと、後継者がいない農地が放棄地につながり、周辺農地にも影響が出てくることになります。米・麦などの土地利用型作物は、一定程度担い手に集積され、コストの低い生産が可能となる土地利用の姿が求められますが、野菜など手間のかかる作物については、面積だけ集めても難しいと考えています。最終的に全ての農地が担い手に集積されるとは考えていません。大規模農家と、規模が小さくても価値あるサービスを提供できる農家とが共存する集落の姿を考えています。
四日市	個別事業	畜産の臭気対策をきちんとやってほしい。この問題は、ずっと放置されている。団地化するなどの対応が必要であり、堆肥の活用についても考える必要があるのではないか。	畜産の臭気については、各農家単位で様々な対策に取り組んでいただいているところです。団地化については対策の一つと考えますが、まとまつた土地の確保が難しいことから、各農家の畜産糞尿処理技術の向上や施設の改善に対して支援を行っています。今後も引き続き、ニーズに応じた対応をしていきます。 堆肥の活用については、耕畜連携を進める中で関係者それぞれの役割を明確にしながら体制を作っていくと考えています。
四日市	個別事業	農地・水・環境保全向上対策に取り組んで3年目を迎え、ようやく非農家の理解も得られ、参加人数が増えてきた。この対策以降も有効利用できるようなものにしてほしい。	農地・水・環境保全向上対策の活動は、地域プランを支える大事な活動と考えています。現在、県内で300ほどの組織で活動されており、今後も広域的な連携が図られるよう支援していきたいと考えています。5ヶ年の期限的な制度であるので、国に対して継続要望をしていくとともに、県としても財源確保に取り組んでいきたいと考えています。
四日市	個別事業	農商工連携にとりくんでいるが、県の担当者の横の連携がうまく図られていない。	連絡会議などで制度についての情報共有は図っていますが、現場の情報が十分に共有されていない状況にありますので、情報交換を十分やっていくよう努力していきます。
四日市	個別事業	「みえの安心食材表示制度」で3年目以降の人は申請書と栽培記録を提出するのみでよいとなっているが、顔の見えない状況でよいのか。現場を見る必要はないのか。	当初の制度設計においては、農家がある程度の期間取り組めば信頼性が高まってくるということや農家の負担を考えたなかで、現在の制度としています。過度に農家の負担を求めてはいけませんが、安心食材表示制度は消費者の信頼を支えるものであるので、今後とも状況に応じ、的確な制度の内容を考えていきます。
四日市	個別事業	茶や植木の農地で砂利を売っているところが増えたが、埋め戻し土が悪く、跡地を農地として使用することができない。許可のハードルを上げるなど、規制を厳しくしてほしい。	砂利採取は一時転用で行っており、当然埋め戻しは良質土であって、後は農地として使えるようになければなりません。しかし、法律に従っている場合は、それ以上に規制を強化することはできません。ただし、埋め戻し土の性状など十分監視していく必要はあると考えています。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
四日市	個別事業	みえの安心食材表示制度やみえ地物一番登録制度をもっとグレードアップして、健康にも役立つということを情報発信できないか。	健康を売りにした付加価値については、JAS法や薬事法、健康増進法、食品衛生法などで商品に対する表示等が制限されており、科学的根拠に基づいた説明ができなければなりません。消費者に対して責任ある表示をしなければなりません。
四日市	個別事業	土づくりについて、家庭から出る食品残渣は塩分などの問題があるが、堆肥として利用できれば地産地消にもつながるので、行政がこの仕組みづくりをできないか。	生ゴミの堆肥化など動植物質残渣は、実際に農業者が使うとなると成分が一定ではないなどの問題もあり、難しい面もありますが、他県では事業所系などの利用と併せて活用している事例もあります。これら取組の主体は民間であり、行政主体の仕組みではありません。
四日市	個別事業	堆肥について、街路樹の枝や建築廃材をチップにしたものが出回っている。単価が安いが、有毒な農薬が含まれているなどの心配があるので、生産者が使い勝手の良いものにしてほしい。	建築廃材等はリスクが高い状況といえます。三重県では、建築系廃材及び建築系廃材に由来する木くずチップは、原則として農地で利用しないよう指導しています。同じ堆肥でも緑化基盤材としての認証であって、食べるのに使えないものがあり、それを畑で使うことによって、自分に身に覚えのない農薬がでてくることがありますので十分注意して下さい。なお、特殊肥料として、届出されているものなら、農業用として使用できます。
四日市	個別事業	食育の推進で学校給食に地産地消と言うと、給食費に跳ね返ってくるので、それを押しつけるのは酷ではないか。	学校教育では、学校給食に地域の食材を導入する率として、30%程度を目標としています。地元産と他地域産の価格差や量の問題などいろいろ課題があることは確かですが、コストの低減についても十分に検討し、できるところから着実に進めいくこととしています。
四日市 伊勢	個別事業	ファーマーズマーケットは、専業農家をだめにする。生活がかかっていない人が片手間に出售してあまり品質の良くないものをとんでもない安い値段で売っているので、生活がかかっている農家はとてもそんな価格に対応できない。結局、地産地消も専業農家ではとても無理である。	ファーマーズマーケットは小さな市場ですが、地域の皆様に地域の農業を知ってもらうことが大事であり、そうした視点からも、良いものを選べるようにしていかなければなりません。また、地産地消を推進するなかでは、ファーマーズマーケット以外にも、量販店等の流通事業者と連携した販売や、直接販売など様々な取組が行われています。こうしたなかで、付加価値を高めることによって、収益の拡大につなげたい方々に対して、県では6次産業化支援などの制度を設けていますのでご活用ください。
伊勢	個別事業	今のはやりとして産直があるが、それは零細である。県が目指すのは、もう少し大きい単位にしたいということ。	「できたものを売る」から「需要のあるものを作る」というニーズを把握する面で、産直は有効な取組の一つだと考えています。そのため、今後の方向としては、一農家の取組から地域に広がる取組へと、点から面へ広げ、それを地域単位の産地として育てていきたいと考えています。
伊勢	個別事業	農村を活性化するには農業が儲かるということが大事である。はつきり言えば農作業はやっているが、農業を知らない農家が多い。良いものを作って売るならば、努力が必要である。	農業が儲かるか儲からないかは非常に大事で、これまで親から子どもへ継がれていた家業としての農業を、経営の観点で考えていかないと成り立っていない状況になっています。県としても生産振興を図るうえで、努力している人を評価し、応援していくということを考えています。
伊勢	個別事業	農協が農業に参入できるようになったということで、農協が経営に乗り出した場合、今でも圧力をかけてくるのに、それに賛同しなかったら農家は邪魔されるのではないかと思う。農協は、農家のための農協ではない。かえって農協のための農家になってしまっている。	農協は農業者の組織する団体として、様々な政策の対象となっています。最近では担い手を中心個人に対する支援策も講じられるようになってきており、必ずしも農協を通じての支援とはなっていません。今は、農家も意識しながらの政策に変わってきています。
伊勢	個別事業	平坦地と中山間地の政策を区別していくことが大事である。集積しようにもできない、あるいは獣害でどうしようもないというところがある。農地と環境をセットにする必要がある。	中山間地域対策は、環境保全という意味で極めて重要です。国の中山間地域等直接支払制度の次期対策に向けて、県からも要望を出しています。獣害についても、各農林水産商工環境事務所で獣害対策チームを設けて、取組を行う地域を支援していくこととしています。

「三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)」の地域別意見交換会での意見に対する回答

開催地域	意見対象区分	意見の内容	意見に対する考え方
伊勢	個別事業	米の生産調整がなければ、担い手農家の経営は破綻すると思っている。今の価格が保たれているのは、担い手である我々が苦労して生産調整をしているからである。	水田農業の担い手の経営安定を図るためにには、生産調整に係る制度が大変重要であると認識しています。県としても、担い手の育成、経営安定を基本に、生産調整制度をより良い制度に改善するため、国に提案しています。
伊勢	個別事業	新しい考え方や販売に対するスキルを持った新規就農者を、外部から取り入れていくことを考える必要がある。その人がある程度離陸できるまでの支援をしてほしい。	昨年からの経済不況で就農希望者は多くいますが、職業としての農業について知っている人が少なく、就業のマッチングもあまり進みませんでした。受け入れる側の体制整備(労務管理、法人化など)も必要であり、なかなか進んでいない状況です。県としても経営的な支援をするための事業を組んで進めていますので、ご活用下さい。
伊勢	個別事業	農業大学校を卒業して、就業したがそのフォローをしてくれる県の体制が悪い。普及員の異動が早過ぎる。	就業後のフォローが悪いということは、課題として認識しています。普及員の異動が早過ぎるということについては、現在では、担当レベルで5年程度となっていますが、個別事情から早い場合もあります。

## 国の「食料・農業・農村基本計画」の基本的な考え方についての新旧比較

主要項目	現行計画のポイント (H17.3月策定)		計画見直しの主なポイント	新たな計画のポイント (H22.3月策定)
	農業の持続的な発展	食料自給率の目標		
農業の持続的な発展	<p><b>1. 経営安定対策の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、<u>施策の対象となる扱い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田作、畑作：品目横断的</li> <li>野菜、果樹、畜産：品目別</li> </ul> </li> </ul>		<p>計画見直しの主なポイント</p> <p>扱い手に絞った対策から、意欲あるすべての農家の経営継続のための対策へ</p> <p>10年後に50%の目標を明確に設定</p> <p>扱い手育成から多様な経営体の育成へ</p> <p>集落営農の位置づけを拡大</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p> <p>方向性に大きな見直しあり</p>	<p><b>1. 戸別所得補償制度の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国農業の持続的発展を図るために、意欲ある農業者を幅広く対象（米モデル事業では販売農家）とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備</li> </ul> <p><b>1. 戸別所得補償制度の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年後に50%まで引き上げる</li> </ul> <p><b>1. 多様な農業経営体の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての販売農家が戸別所得補償制度の対象</li> <li>家族農業経営について、規模拡大や6次産業化を後押しし、認定農業者制度を活用して、競争力ある経営体を育成</li> <li>集落営農を、①法人化等高度な経営展開をする組織、②扱い手不足地域の営農の受け皿組織、の2つの方向で育成・確保</li> <li>法人経営の育成・確保について、6次産業化の取組などにより地域の雇用創出、地域の所得向上や活性化に貢献する観点から推進</li> </ul> <p><b>2. 農業への参入の促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自営就農に加えて、雇用就農を新規就農の重要なルートと位置づけ</li> <li>女性の参画、高齢者活動の促進</li> <li>改正農地法により、農地の貸借規制や農業生産法人の出資規制の見直し等を活用し、企業やNPO等の多様な経営体の参入を促進</li> </ul> <p><b>3. 農地集積の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扱い手への農地の利用集積</li> </ul> <p><b>4. 資金調達の円滑化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営体への支援を「補助から融資へ」大胆な見直し</li> </ul> <p><b>1. 農業・農村の6次産業化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産・加工・流通（販売）の一体化による付加価値の拡大</li> <li>・産地ぐるみの取組（複数チャネル、販売ロット拡大等）</li> <li>・農業者による取組（多角化等）</li> <li>農業の生産性向上等</li> <li>2次・3次産業による農業への参入</li> <li>農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出</li> <li>・農商工連携の推進</li> <li>バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出</li> <li>・再生可能エネルギーの推進等</li> <li>輸出の増大</li> <li>・生産者や事業者が輸出しやすい環境整備</li> <li>・品目・国・地域別の戦略的な輸出対策</li> <li>・新規海外市場・需要の開拓等</li> </ul> <p><b>2. 農村の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市と農村の交流等</li> <li>集落機能の維持と地域資源・環境の保全</li> <li>・農村コミュニティの維持・再生</li> <li>農地・水・環境保全向上対策の検証</li> <li>・中山間地域等直接支払制度の継続・拡充</li> <li>・鳥獣被害対策の推進</li> <li>農山漁村活性化ビジョンの策定</li> </ul> <p><b>1. 食の安全と信頼の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大</li> <li>農業生産環境施策の導入</li> <li>・GAPを策定、各種支援策を受けるための要件化</li> <li>・環境負荷の大幅な低減へ向けたモデル的取組への支援</li> </ul> <p><b>1. 食品の安全性の向上と消費者の信頼の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品トレーサビリティの推進</li> <li>HACCPの推進</li> <li>農業生産行程管理（GAP）の推進</li> </ul>
食料の安定供給の確保				

## 国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の主なポイントに関する県の対応方向

国的新計画の主なポイント	県のこれまでの主な取組項目等	県の今後の対応方向
戸別所得補償制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>地の利（早場コシヒカリ産地）を生かした売れる米づくりの推進</li> <li>消費者に支持される、人と自然にやさしい米づくりの推進</li> <li>食品産業と連携した米粉用米の生産拡大</li> <li>実需者ニーズに対応した品種導入や、地産地消と連携した商品開発による、麦・大豆の生産拡大</li> <li>耕畜連携によるWCS用稻等水田飼料作物の生産拡大</li> <li>畜産農家と結びついた飼料用米の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>22年度の戸別所得補償制度モデル対策への対応を進めつつ、<u>制度の本格実施に的確に対応</u>していく。</li> <li>水田農業以外の品目（野菜、果樹、畜産・酪農等）について、<u>国の政策動向を見極めつつ的確に対応</u>していく。</li> <li>麦・大豆等について、これまでの取組を<u>強化</u>しつつ、的確に対応していく。</li> <li><u>新規需要米やWCSについて、麦・大豆等不適地域における推進を図るとともに、実需確保のための取組を一層強化</u>していく。</li> </ul>
10年後の食料自給率の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略計画での、国目標（45%）と同水準目標（46%）の設定 ※ただし、主要作物の作付け等に目標に関する目標はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県基本計画は、<u>国の目標（50%）と同水準（50%）を見通す</u>中で検討していく。</li> <li>あわせて、<u>主要作物の作付け等に関する目標設定することも</u>検討していく。</li> </ul>
多様な農業経営体の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者制度により、効率的かつ安定的な農業経営の育成</li> <li>認定農業者等の経営改善を進めるため、融資事業や農地集積の促進</li> <li>法人化の推進や新規就農・就業者の確保などによる多様な担い手の育成</li> <li>高い水田割合や農業従事者の高齢化などを踏まえ、地域の合意に基づき、地域の実状に応じた水田営農システム（※）の構築 ※ 個別担い手への集積型、オペレータや出合方式による集落営農型などを包含する概念で、土地利用調整機能の構築に力点をおくもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別所得補償制度によって意欲ある農業者の営農継続を図るとともに、6次産業化などにより、競争力を有する地域農業の担い手を育成するという考え方と、本県の農業構造の実態を踏まえ、<u>経営規模にとらわれずに、意欲と経営感覚のある農業者を担い手と位置づけて取り組んでいく</u>。</li> <li>本県の農業構造の実態等を踏まえると、高齢農家の農地等の受け皿整備が重要であることから、地域の土地利用調整機能を基本とする<u>水田営農システムの構築</u>について、これまでの<u>県の取組を強化</u>する方向で進めていく。</li> <li><u>担い手育成に関する目標等については、国の政策方向等を見極めつつ、県基本計画検討の中で整理</u>していく。</li> </ul>
農業・農村の6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化に取り組む農業者へのアドバイザー派遣等によるビジネス展開の促進</li> <li>地域の農林水産資源の掘り起こしと活用支援（バッカレジヤー）</li> <li>農的ビジネスに取り組むリーダー人材の育成（ブランドアゲーティー）</li> <li>地産地消型の販売方式に対応した多品目適量産地の育成</li> <li>都市と農村の交流の促進や、交流ネットワーク形成</li> <li>首都圏等への県産品流通の拠点整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者制度の運用も含め、<u>6次産業化が農業経営の発展の重要な手法の一つに明確に位置づけられたことを踏まえ、県のこれまでの取組をより一層強化</u>していく。</li> <li>6次産業化の取組が個別事業者等による「点」の取組にとどまっている事例も多く、面的展開にしていくこと、都市農村の交流において経済活性化の視点をさらに意識していくこと等が求められており、<u>地域ビジネスの展開や新産業の創出など「農村の6次産業化」の視点での取組も強化</u>していく。</li> </ul>
食品の安全性と消費者の信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>みえの安心食材、GAP推進などにより、みえの安全安心農業生産の促進</li> <li>HACCP方式の導入促進により、農業者や食品関連事業者の自主衛生管理の定着促進</li> <li>食品の安全性確保に向けた監視・指導体制の整備</li> <li>BSEや鳥インフルエンザ等への的確な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>みえの安全安心農業生産の推進</u></li> <li>国の考え方があわせ、<u>食の安全安心の確保に向けた取組を一層強化</u>していく。</li> </ul>

着実な推進  
のために

地域の着実な取組を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村の再生に向けた、地域住民の「きっかけづくり」への支援</li> <li>地域の合意に基づき、地域の実状に応じた水田営農システムの構築を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）により、農業再生・農村革新のための取組を<u>地域が主体的に取り組むとともに、関係機関が効果的に支援していく仕組み</u>として、「農業再生・農村革新プラン」を設ける。</li> </ul>
-----------------	---	---